

# 特定都市河川指定の経緯

---

令和5年6月13日

六角川流域水害対策協議会

## 六角川の特徴と特定都市河川の指定までの動き



令和元年8月豪雨  
浸水状況(武雄市)  
浸水面積  
5,759ha  
床上浸水家屋  
1,209戸

### R1.8 令和元年8月豪雨による浸水被害

R1.12 「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」策定  
(激特事業等による再度災害防止対策に着手)



令和3年8月豪雨  
浸水状況(武雄市)  
浸水面積  
5,407ha  
床上浸水家屋  
1,248戸

### R3.8 令和3年8月豪雨による浸水被害

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行  
(特定都市河川の指定を全国の河川に拡大)

R4.3 「新・六角川水系流域治水プロジェクト」策定  
(「特定都市河川浸水被害対策法等の活用」を位置づけ)

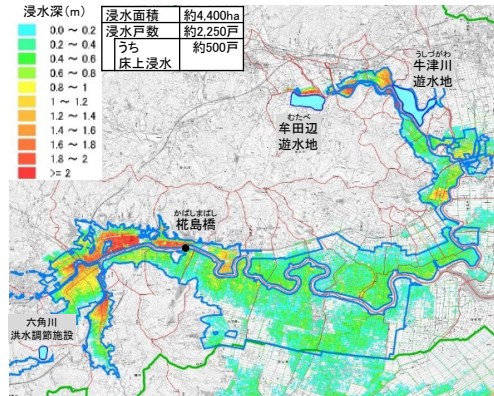


第5回協議会の実施状況(R4.11)

### R4.11 六角川水系流域治水協議会開催

六角川(栴島橋より上流)の特定都市河川指定に向け調整を進めることを流域関係者と確認

### R5.3 六角川を特定都市河川及び特定都市河川流域に指定

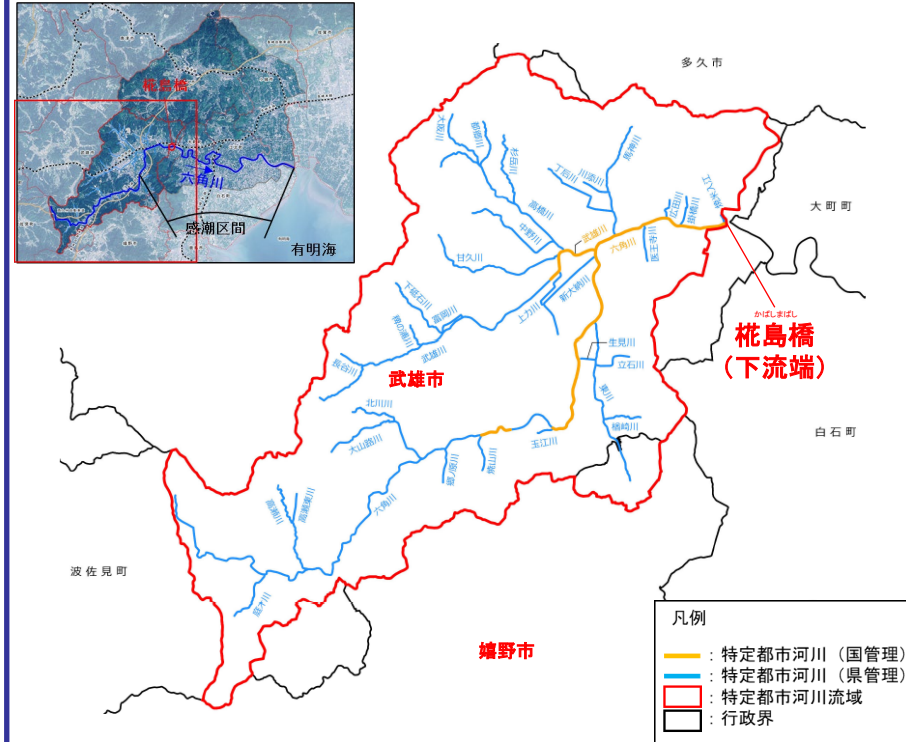


河川対策を進めても床上浸水が約500戸残る  
(図 新・六角川水系流域治水プロジェクト リーフレット抜粋)

## 特定都市河川の指定内容

六角川(栴島橋より上流)  
特定都市河川の指定  
R5.3.28指定

河川区間: 六角川水系六角川等の計33河川  
流域面積: 約99km<sup>2</sup>(流域内市町村: 武雄市・嬉野市)



凡例  
 〓 特定都市河川(国管理)  
 〓 特定都市河川(県管理)  
 〓 特定都市河川流域  
 〓 行政界

- 六角川では、R3.8豪雨等により武雄市など沿川地域で甚大な浸水被害が発生
- 六角川は低平地を緩流する蛇行河川であり、約6mの干満差による潮位変動を受け、洪水時の排水が困難

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、  
特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

## 流域水害対策計画の策定(法第四条抜粋)

特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者(以下「河川管理者等」という。)は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画(以下「流域水害対策計画」という。)を定めなければならない。

## 流域水害対策協議会の設置(法第六条抜粋)

特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。